

災害による損害を受けた方への 県税の減免等について

地震、火災、風水害などの災害により損害を受けた方には、税金を軽減したり、徴収を猶予するなどの方法があります。
(減免については裏面を御覧ください。)

お近くの地域振興局・支庁まで、お気軽に御相談ください。

○期限の延長（県税条例第14条）

災害等により県税（全ての税目）の申告、申請、納付、納入等が期限までにできないと認められるときは、期限を延長することができます。

延長の期間	災害等がやんだ日から2月以内
申請に必要な書類	災害等による期限延長申請書、罹災証明書 等

○徴収猶予（地方税法第15条～第15条の3）

財産が災害を受けたために、県税の納税者又は特別徴収義務者が、その徴収金を一時に納めることができないと認められるときは、徴収を猶予することができます。

猶予の期間	原則として1年以内（最長2年）
申請に必要な書類	徴収猶予申請書、罹災証明書、財産・収支に関する書類 等

○納税証明書交付手数料の免除（県税条例第7条）

災害により損害を受けた方が、その復旧等に必要の手続のために使用する県税の納税証明書の交付については、その手数料を免除します。

【相談・問合せ先】

名 称	電話番号	名 称	電話番号
鹿児島地域振興局 課税課（個人事業税） （不動産取得税） （産業廃棄物税） 自動車税課	099-805-7470 099-805-7224 099-805-7231 099-261-5611	北薩地域振興局 県税課	0996-25-5202
		始良・伊佐地域振興局 県税課	0995-63-8126
		大隅地域振興局 県税課	0994-52-2093
		熊毛支庁 県税課	0997-22-0006
			0997-22-0063
南薩地域振興局 県税課	0993-52-1315	大島支庁 県税課	0997-57-7225
	0993-52-1317		0997-57-7229

○ 減 免

	区 分		要 件	軽減又は免除の割合		適 用 対 象	備 考	
災害 減 免 条 例	個人事業税	事業用資産	自己の所有に係る事業用資産につき受けた損害の金額（保険金等による補填金額を除く。）が、当該資産の価額の2分の1以上の方で、前年中の事業の所得が 1,000万円以下であるもの	事業の所得	5 0 0 万円以下	税額の全部	災害を受けた年の4月1日の属する年度分の個人事業税の税額のうち災害を受けた日以後に納期限の到来するもの	災害を受けた日又は賦課処分があったことを知った日から6 0 日以内に下表に記載の書類を添付して各局長等へ申請してください。 （災害減免条例様式）
					7 5 0 万円以下	税額の2分の1		
					7 5 0 万円超	税額の4分の1		
	自動車税	住宅・家財	自己、同一生計配偶者、扶養親族の所有に係る住宅又は家財につき受けた損害の金額（保険金等による補填金額を除く。）が甚大で、前年中の合計所得金額が5 0 0 万円以下であるもの	税額の2分の1以内の額		同上 〔※甚大とは損害の金額が2分の1以上であるもの〕		
						(1) 相当の修繕費を要する自動車		
							(2) 滅失又は使用不能により抹消した自動車	
自動車	自己の所有に係る自動車の損害額金額（保険金等による補填金額を除く）が、年税額の4倍以上のもの ※自動車税の軽減 抹消した自動車は損害額が4倍に満たなくても、税額の4分の1を軽減する場合があります。 代替自動車は、抹消した自動車と同じ割合で軽減します。（災害を受けた日から3月以内に取得した自動車で、取得期限後7日以内に申請されたもの）	年税額の4倍以上	税額の4分の1	(3) 抹消後新たに取得した自動車（代替自動車）				
		年税額の5倍以上	税額の3分の1					
		年税額の6倍以上	税額の2分の1					
県 税 条 例 第 56条	不動産取得税	不動産	滅失し、又は損壊した家屋等に代わる家屋等を3年以内に取得した場合	旧不動産の台帳価格に見合う税額分を軽減します。		当該家屋等の取得に対して課される不動産取得税	納期限後3 0 日以内に下表に記載の書類を添付して各局長等へ申請してください。 （規則第81号様式）	
				80%以上の被害	全額減免	同上		
				60%以上 80%未満の被害	80%減免			
				40%以上 60%未満の被害	60%減免			
				20%以上 40%未満の被害	40%減免			
産業 廃 税 条 例 第 16条	産業廃棄物税	天災や、その他の特別な事情により、減免が必要と認められる場合 （自己処理による申告納付に限る。）	知事が必要と認める額を限度とします。		災害の発生した日以降、納期限の到来する産業廃棄物税の税額のうち知事が必要と認める期間の分	納期限又は災害があった日から1月以内に、下表に記載の書類を添付して各局長等へ申請してください。（産業税条例施行規則第10号様式）		
市町村条例	個人県民税	個人県民税は、個人市町村民税と併せて賦課徴収されているので、災害等により市町村長が個人市町村民税を減免した場合は、市町村の減免割合と同じ割合で減免します。					市町村の条例に基づき減免されるので、市町村へ申請してください。	

○ 申請書に添付する書類

個人事業税	・ 災害を受けたことを証する書類（市町村が発行する「罹災証明書」など） ・ 被災資産等の区分ごとの被災の明細書及び保険金等によって補填されるべき金額を証する書類
自動車税	・ 災害を受けたことを証する書類（市町村が発行する「罹災証明書」など） ・ 修理の見積書、請求書（領収書）及び保険金等によって補填されるべき金額を証する書類 ・ 代替自動車に係る申請にあっては、災害を受けた自動車の抹消登録証明書の写し代替自動車の自動車検査証の写し
不動産取得税	・ 減免を受けようとする理由を証明する書類（市町村が発行する「罹災証明書」など）
産業廃棄物税	・ 減免を受けようとする理由を証明する書類（市町村が発行する「罹災証明書」など）